



2018年6月25日

各位

会社名 株式会社LIXILグループ
代表者名 代表執行役社長 瀬戸 欣哉
(コード番号:5938 東証・名証各一部)
問合せ先 IR室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6268-8806)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2018年7月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 264,904株
(3) 発行価額	1株につき2,237円
(4) 発行価額の総額	592,590,248円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※1) 10名 44,700株 当社の執行役(※2) 6名 187,522株 当社の完全子会社である 株式会社LIXILの取締役 5名 32,682株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく 有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(※1) 社外取締役を含み、執行役を兼務する取締役を除きます。

(※2) 執行役を兼務する取締役を含み、株式会社LIXILの取締役を兼務する者のうち
同社から金銭報酬債権が支給される者を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社及び当社の完全子会社である株式会社LIXIL（以下、「LIXIL」という。）は、本日開催の当社報酬委員会及び本日付の会社法第370条及びLIXILの定款第28条に定めるLIXIL取締役会書面決議において、当社の取締役及び執行役並びにLIXILの取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役及び執行役並びにLIXILの取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、本日開催の当社報酬委員会及び本日付の会社法第370条及びLIXILの定款第28条に定めるLIXILの取締役会書面決議において、当社の取締役及び執行役に対する当社第76回定時株主総会から2019年6月開催予定の当社第77回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬、並びにLIXILの取締役に対する2018年6月20日開催の同社第17回定時株主総会から2019年6月開催予定の同社第18回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役（社外取締役を含み、執行役を兼務する

取締役を除く。) 10 名及び執行役 (取締役を兼務する執行役を含み、L I X I L の取締役を兼務する者のうち同社から金銭報酬債権が支給される者を除く。) 6 名並びに L I X I L の取締役 5 名 (以下、総称して「割当対象者」という。) に対し、金銭報酬債権合計 592, 590, 248 円を支給することについて決定いたしました。

そして、当社は本日開催の当社取締役会において、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 264, 904 株を割当対象者に対して割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約 (以下、「割当契約」という。) を締結すること等を条件として支給することとしております。

なお、本制度を中期経営計画とリンクしたインセンティブとして位置付けることにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的を中期的に実現するため、各割当対象者が割当てを受ける譲渡制限付株式のうち半数については譲渡制限期間を 3 年間とし、併せて、本制度の導入目的を長期的にも実現するため、その余の半数については譲渡制限期間を 30 年間としております。

また、本制度導入の目的とした中長期的な企業価値の持続的向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化が不可欠です。グローバル展開を進めるグループ全体の経営の監督等の重要な役割を担う非業務執行取締役の報酬の一部として本制度を適用することは、株主様と価値を共有する経営を推進することに寄与するものと考えます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

割当対象者は、その割当てを受ける譲渡制限付株式のうち半数 (以下、「本株式 I」という。) につき、2018 年 7 月 17 日から 2021 年 7 月 16 日まで (3 年間) の期間 (以下、「本譲渡制限期間 I」という。)、その余の半数 (以下、「本株式 II」という。) につき、2018 年 7 月 17 日から 2048 年 7 月 16 日まで (30 年間) の期間 (以下、「本譲渡制限期間 II」という。)、それぞれ第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、それぞれ本株式 I につき本譲渡制限期間 I、本株式 II につき本譲渡制限期間 II の満了までに、当社の取締役及び執行役並びに当社の完全子会社の取締役 (以下、「当社の役員等」という。) のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由 (任期满了等) がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた本株式 I 及び本株式 II を、それぞれ当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本株式 I につき、本譲渡制限期間 I が満了した時点、本株式 II につき、本譲渡制限期間 II が満了した時点 (以下、総称して「期間満了時点」という。) において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本株式 I 又は本株式 II がある場合には、それぞれ期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由 (任期满了等) により、期間満了時点よりも前に当社の役員等のいずれの地位か

らも退任又は退職した場合で、下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されない本株式Ⅰ又は本株式Ⅱがある場合には、それぞれ当該退任又は退職の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、2018年7月17日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで（割当対象者が、当社の完全子会社の取締役の場合は、2018年7月17日以降、最初に到来する同社の定時株主総会の開催日まで）継続して、当社の役員等のいずれかの地位にあったことを条件として、それぞれの期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本株式Ⅰ又は本株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、期間満了時点よりも前に当社の役員等のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2018年7月から割当対象者が当社の役員等のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本株式Ⅰ又は本株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式Ⅰ又は本株式Ⅱにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本株式Ⅰ及び本株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、これらに係る譲渡制限がそれぞれ解除されるまでの間、本株式Ⅰ又は本株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

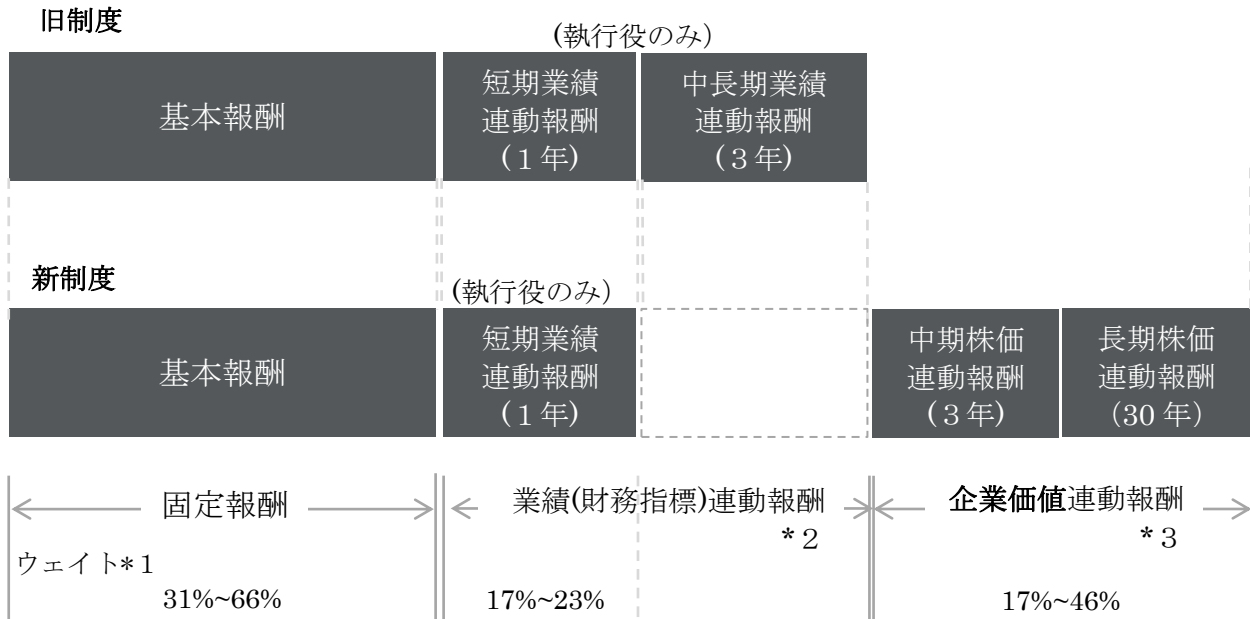
当社は、本株式Ⅰにつき本譲渡制限期間Ⅰの期間中又は本株式Ⅱにつき本譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2018年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、それぞれ当該承認の日において割当対象者が保有する本株式Ⅰ又は本株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式Ⅰ又は本株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本株式Ⅰ又は本株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2018年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,237円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)株式会社LIXILグループの取締役・執行役の報酬構成



*1 ウェイト；執行役のケースで報酬全体に対する割合(目標業績達成時の概数)を表示。役位等により変動。

*2 短期業績連動報酬のKPI(財務指標)

当該年度の経営目標(財務指標)をベースとして、報酬委員会審議により決定する。当年度は、グループ連結業績の以下の達成率を指標とする。

①売上収益 ②事業利益 ③親会社の所有者に帰属する当期利益

*3 企業価値連動報酬：譲渡制限付株式報酬

※非業務執行取締役についても企業価値連動報酬を支給することで、より高いレベルでの企業価値向上を目指します。

以上